

## 入札公告 兼 入札説明書

令和2年度 県土整備事業用地の  
調査事務及び登記事務(表示登記)委託

神奈川県横須賀土木事務所

## 入札公告 兼 入札説明書

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。

令和2年4月28日

神奈川県横須賀土木事務所長 峯村 徹哉

この入札公告兼入札説明書は、次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令372号）
- (4) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (5) 神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年神奈川県規則第134号。以下「特例規則」という。）
- (6) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号。以下「資格規則」という。）

このほか入札に係る詳細な手続きについては「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」に定めるところによることとする。

「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p12203.html>

### 1 調達内容

- (1) 委託業務番号  
横土（一般）012
- (2) 業務名  
令和2年度 県土整備事業用地の調査事務及び登記事務(表示登記)委託
- (3) 業務内容  
別紙 仕様書の通り
- (4) 履行期間  
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (5) 設計図書等の取得方法  
「かながわ電子入札共同システム」により配布します。  
① 入札公告兼入札説明書 ②設計書 ③契約書(案)

### 2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「土地家屋調査士業務の委託（細目：土地家屋調査士業務）」に登録されている者で、かつ公共嘱託登記土地家屋調査士協会（一般社団法人を含む。）又は土地家屋調査士法人に該当する者であること。

- (3) 県内に本店を有する者であること。
- (4) 神奈川県指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者を除きます。
- (6) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた後、(2)の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (8) 最近1年間の法人事業税、消費税、地方消費税を完納している者であること。
- (9) 労働保険加入事業所であること。

### 3 入札に関する事務を担当する所属（入札担当部署）

郵便番号 238-0022

所在地 神奈川県横須賀市公郷町1-56-5

所属名 神奈川県横須賀土木事務所 工事契約課

電話番号 046-853-8800 内線223

ファックス番号 046-853-7443

※ 電子入札共同システムの操作に関する問合せ先  
コールセンター（平日 9時00分～17時00分）  
0120-921-182（フリーコール）

### 4 入札参加希望者に求められる義務

- (1) 入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「かながわ電子入札共同システム」により、競争入札参加資格確認申請期限までに競争入札参加資格確認申請を行ってください。競争入札参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。
- (2) 確認申請の結果については、所定の期限までに「かながわ電子入札共同システム」による競争入札参加資格確認通知書により通知します。ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。

### 5 入札日程

#### (1) 競争入札参加資格確認申請期限

令和2年5月1日 17時00分

※ 参加資格に関する問い合わせは電話で行ってください。

※ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加するなど、ICカードの不正使用が判明したときは、入札参加資格の取り消しや入札の無効等となりますので、ご注意ください。

詳細は、次の県のホームページで「電子入札運用基準」をご確認ください。

<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kiyaku.html>

※ 代表者の変更に伴うICカードの更新手続き中など、電子入札共同システムの利用ができない場合には、「入札担当部署」に電話でお問い合わせください。

(2) 競争入札参加資格確認通知日

令和2年5月8日

※ 「かながわ電子入札共同システム」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して6日以内（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（8月10日から8月16日まで）・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。))に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（閉庁日等を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。説明請求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>)

(3) 質問及び回答

質問は、期限内に下記のアドレスにメールしてください。（「かながわ電子入札共同システム」ではありません。）

※ 下記の様式集から、「質問書（県土整備局様式）」をダウンロードしてください。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3430/p10818.html>)

※ メール「件名」には委託業務番号(又は委託業務名)を記載してください。

※ メール「本文」には、委託業務番号(又は委託業務名)及び質問者名・連絡先(電話)のみ入力し、質問文面は添付する質問書(県土整備局様式)に記載してください。

※ 質問文面には社名を記さないでください。

※ 質問書(県土整備局様式)をメールに添付して送信してください。

※ やむを得ない場合は、直接問い合わせができます。

メールアドレス [sudo.1910.youchi@pref.kanagawa.jp](mailto:sudo.1910.youchi@pref.kanagawa.jp)

電 話 046-853-8800 (用地課)

質問期限 令和2年5月18日 17時00分まで

回答日 令和2年5月21日

「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供します。

※ 質問しなかった方も必ず確認してください。

※ 質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。

(4) 入札書の提出期間

この入札は、「かながわ電子入札共同システム」により入開札を行います。入札書は「かながわ電子入札共同システム」により提出してください。

令和2年5月26日 8時30分～20時00分

令和2年5月27日 8時30分～17時00分まで

(入札書の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。)

(5) 開札予定日

令和2年5月28日 9時40分

※ 開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

※ 入札執行は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは再度入札を1回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日

から起算して7日（閉庁日等を除く。）以内に通知書を発行します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

## 6 入札する金額及びその他の注意事項

(1) 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札金額としてください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て）を加算した金額をもって落札価格とします。

(2) 入札参加者は、入札説明書並びに別紙仕様書、単価抜き設計書及びその他の添付書類（以下「設計図書」という。）を確認の上で入札してください。

この場合において、入札説明書及び設計図書について疑義がある場合は、質問をすることができます。

ただし、入札説明書及び設計図書についての不知または不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。

(3) 本入札及び開札に係る手続きは、原則として全て「かながわ電子入札共同システム」により行うものとします。紙入札により入札に参加しようとする場合は、「かながわ電子入札共同システム」を利用できない理由を記載した「紙入札承認願」を各必要書類提出締切日の前日までに「入札担当部署」に提出し、承認を得なければなりません。

(4) 入札を辞退する場合は、「かながわ電子入札共同システム」にあつては「かながわ電子入札共同システム」で、紙入札にあつては書面で直接または郵送により、辞退届を入札提出締切日時までに「入札担当部署」に提出してください。ただし、辞退届を提出した後は辞退届の撤回を行うことはできません。辞退届の提出がない場合は、入札書不着とみなします。

(5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできません。

## 7 入札の無効

入札で次の一に該当するものは、これを無効とします。

(1) 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(2) 他人名義のICカードを不正に取得し使用した入札

(3) 電子入札システムの不正利用及び電子証明書を不正に使用した入札

(4) 紙入札において、次に掲げる不備があった場合

ア 入札者等の記名押印及び訂正印がないもの

イ 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの

ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明確なもの

エ 件名・入札日等記載もれがあるもの

(5) その他入札に関する条件に反した入札

## 8 落札候補者及び落札者の決定方法

(1) 本入札は概算総価方式により行うので、別紙表示登記事務等業務委託単価内訳書の各区分に応じた単価（消費税及び地方消費税の金額を含まない）をそれぞれ算出し、これに仕様書に記載された予定業務量を乗じて得た金額の総額を算定の上、入札金額とすること。また、契約については別紙表示登記業務委託単価内訳書の単価により契約するものとする。

## (2) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日等を除く。）の17時までに、「9」に掲げる提出書類を「入札担当部署」に持参又はファックスで送付してください。

落札候補者に対して、「10」に定める要件を審査し、要件を満たしていることが確認できた者を落札者とします。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、落札候補者全員について審査をした上で、電子くじ引きにより落札者を決定します。

## (3) 落札決定通知

落札者を決定した場合、入札参加者全員に落札者決定通知書により通知します。

## 9 落札候補者が提出する書類

(1) 「10(1)」を証明する「法人事業税納税証明書」並びに「消費税及び地方消費税納税証明書」（いずれも書類提出日から起算して、前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

### ア 法人事業税納税証明書

最近一年間の法人事業税納税証明書（本店分）

本店の所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書を提出すること。

### イ 消費税及び地方消費税納税証明書

本店所在地を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税納税証明書(写し可)を提出すること。なお、（その3 未納税額のない証明用）、（その3の3 未納税額のない証明用（法人税と消費税及び地方消費税））又は最近一年間の証明書（その1 納税額等証明用）で未納税額0のものいずれも可とします。

(2) 「10(2)」を証明する「競争入札参加資格確認等説明資料」

## 10 落札候補者の審査について

(1) 最近1年間の法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

(2) 労働保険加入事業所であること。

## 11 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金は、免除します。

(2) 落札者が契約締結までに「2」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(3) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(5) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札

- イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
  - ウ その他入札に関する条件に違反した入札
  - エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (6) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (7) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。
- (8) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (9) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (10) 測量士、建築士及び土地家屋調査士等、所得税法第204条第1項第2号の報酬・料金を請求するに当たって、個人事業主に該当する場合には、請求書に源泉徴収されるべき額を参考として記載してください。
- (11) **落札者は入札終了後速やかに「表示登記事務等業務委託単価内訳書」を3の所属に提出しなければなりません。**
- (12) 落札者が契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4若しくは地方自治法施行令第167条の11第1項の規定に基づく指名競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合、又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しません。
- (13) 県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合には、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(14) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

## 競争入札参加資格確認等説明資料

令和 年 月 日

神奈川県横須賀土木事務所長 様

認定番号  
住 所  
商 号  
代表者名

次の入札に係る競争入札参加資格確認申請を行いました。入札公告兼入札説明書に記載されている入札参加資格については、次のとおり満たされていることを回答します。

### 1 業務名

令和2年度 県土整備事業用地の調査事務及び登記事務(表示登記)委託

### 2 入札公告兼入札説明書2(9)に定める入札参加資格

労働保険番号		
雇用保険事業所番号		
保険関係成立年月日	労災保険	
	雇用保険	

別 紙

## 誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

### 1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件委託業務の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。  
※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

#### 誓 約 事 項

当社(私)は、本件委託業務の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 〔2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。  
※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている場合は除きます。〕
- 3 〔6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。  
※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている場合は除きます。〕
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

### 2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも(その時点では細部にわたる資格確認はしていません)、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。